

オーダーウォッチ・サービス規定

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

第1条 オーダーウォッチ・サービス

1. 当行は、取引規約等および本取引規定にしたがって、指定されたレートに達した場合、預金者に代わって自動的に取引を実行するサービス(以下「オーダーウォッチ・サービス」といいます。)を預金者に提供することができます。
2. 当行は、預金者の指定する為替レート(以下「指値」といいます。)が実勢レートに等しくなった場合のみ、注文を実行します。各種情報サービス提供者のスクリーン上の買値または売値は、市場における実際の取引を必ずしも反映しない気配値として、当行はこれに拘束されません。
3. 注文を実行するにあたり、注文に出された預入資金はお客様レートで代替通貨に交換されます。適用される「お客様レート」は、(預金者の)外貨買い注文の場合、指値に所定の為替手数料を加えたレートになり、(預金者の)外貨売り注文の場合、指値から所定の為替手数料を差し引いたレートになります。
4. 上記3項にしたがって代替通貨に交換された資金は、指定の口座の普通預金に入金されます。
5. 指値注文の設定期間中でも資金移動は可能です。指値注文が実行されたときに資金不足の際は当該指値注文は不成立となり失効します。
6. 注文は当行の支店、電話、またはプレスティア オンラインで受け付けます。ただし口座により制限があります。また、指値注文をお受けすることのできる為替レートの範囲は限られます。受付可能な範囲については当行が別途定めるものとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

このサービスは、第4条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのサービスの提供をお断りするとともに、当該預金者へのサービス提供を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 注文の有効期間/変更/取消

1. 預金者は当行の定める期間内で、各注文の有効期間を定めるものとします。預金者が「取り消されるまで有効」と定める場合、かかる注文は、預金者によって取り消されるまで、もっぱら当行の定める期間内に有効であるものとします。
2. 預金者は、当行が注文を実行する前に、かかる注文の変更または取消を行うことができます。ただし、注文が変更または取り消された場合、預金者またはその他の関係者が被ったすべての手数料、費用、損害、損失は、預金者が負担するものとします。
3. 当行は、預金者またはその資産について次の各号の一つにでも該当する事由が発生した場合は、

当行は、預金者に通知することなく、預金者により出されている注文を取消することができるものとします。当行は、本項による注文の取消により、預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

- ① 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき。
- ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらと同様の法的手続の申立があったとき。
- ③ 相続の開始があったとき。
- ④ 一般規約第 10 条第 3 項により預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約されたとき。
- ⑤ 上記各号のほか、合理的な理由があり、当行の裁量により、注文の取消をすべきと判断したとき。

第 3 条 注文の実行

1. 当行は、自らの裁量により、当行の定める適切な時期および／または当該通貨の金額に関し、自己の判断にもとづいて注文を実行するものとします。
2. 当行は、最大の努力を払って注文を実行しますが、市場環境が悪化したと当行が判断し、当該注文を実行できなかった場合、預金者またはその他の関係者にいかなる損害、費用、または損失が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
3. 預金者は、出されているすべての注文について全面的に責任を負います。注文の結果生じるすべての損害、費用または損失は、もっぱら預金者の負担とします。

第 4 条 サービスの変更／取消

1. 当行は、合理的な理由がある場合、当行の判断により、いつでも、本サービスを変更または停止することができます。また、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。
2. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービス提供を停止し、または預金者に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したもとのとして、このサービス契約は解約されるものとします。
 - ① 預金者が預金口座開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

第 4 条の 2 免責

当行が第 4 条第 2 項によりこのサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

以上、オーダーウォッチ・サービス規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行

BKG3614TB2104